事業評価書(事前)

平成20年8月

評価対象(事業名) 救急医療体制の基盤整備・強化
主管部局・課室 医政局指導課
関係部局・課室
関連する政策体系
基本目標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す 。 ること
──施策目標 1 地域において必要な医療が提供できる体制を整備すること
施策目標 1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供で きる体制を整備すること
─ 個別目標 1 医療計画に基づく医療機関を整備すること
─ 個別目標 2 へき地保健医療対策を推進すること
─ 個別目標3 医療連携体制を構築すること
─ 個別目標 4 救急体制を整備すること
─ 個別目標 5 病院への立入検査の徹底
個別目標 6 多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場 への参入促進を図ること

現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

昨年8月に奈良県において発生した妊婦救急搬送の事案をはじめ、救急搬送の受け入 れに時間を要した事案の報道が相次ぎ、大きな社会不安となっている。これに対し、国 民の医療に対する信頼を確保するため、救急医療体制の基盤整備・強化のため、次の施 策等を実施する。

①管制塔機能を担う医療機関の整備

②二次救急・三次救急を支える小児初期救急センターの整備 等

現状・問題分析に関連する指標

	N				
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 第三次救急医療機関のか所	176	178	189	201	208
数					
(単位:か所)					
2 第二次救急医療機関のか所	3, 253	3, 238	3, 214	3, 153	調査中
数					
(単位:か所)					

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 医政局指導課調べによる (調査中については、平成20年9月末を目途に取りまと め予定)
- 2. 事業の内容
- (1) 事業の実施主体

実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 <u>都道府県、市区町村、独</u>立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)

(2) 事業の内容(概要)

新規・一部新規

- ① 平時から地域全体で医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医 療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制を整 備する。
- 平成18年度補正予算より小児初期救急センターの施設・設備整備の補助を行って 新たに運営費を補助する事業を実施し、設置の促進を図る。

Ì	一般会計・年金特会・労	動保険特会・	その他()		
7	·算額(単位:百万円)	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
			12, 958	14, 689	17, 159	44,671
						()
		. □ H 2 1 □	については-	予算概算要求	額	
		※()は、	一部新規事業	業の拡充部分	に係る予算額	領
		※金額は、医	療提供体制技		助金の内数	

3. 事業の目標

事業の目標

①救急患者の受入に時間を要する事案を解消し、国民の医療に対する信頼の確保を図る。 ②小児初期救急センターの整備促進を図り、小児初期救急医療体制の充実を図る。

政策効果が発現する時期 平成21年度以降

誣価指標

<u>4. 評価拍悰</u>	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
(達成水準/達成時期)	
1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標
(調査名・資料出所、備考)	
医政局指導課調べによる。	
参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1 管制塔を担う医療機関の設	事業の進捗状況についての量的評価
置か所数	
2 小児初期救急センターの設	事業の進捗状況についての量的評価
置か所数	
(調査名・資料出所、備考)	
医政局指導課調べによる。	

5. 評価 <u>(1)必要性の評価</u>

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 無 有 その他

救急医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないよう、行政機 関が主体的に取り組む必要がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) その他 (理由)

救急医療機関の整備は地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、全国どの 地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からする と、国としても支援をしていく必要がある。

民営化や外部委託の可否

(理由)

民間の医療機関等の取り組みにかかる費用の一部を補助する事業であることから、事 業の性質上、民営化や外部委託は困難である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

(有の場合の整理の考え方)

従前より国の補助事業として救急医療対策事業があるため、補助が重複しないよう、

交付要綱等に明記する。

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

管制塔を担う医療機関等への運営費の補助→医師等の確保→救急搬送受入体制の充実→ 救急搬送受入困難事例の解消

事業の有効性

本事業実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることにより、受入困難事例の解消が期待できる。

(3) 効率性の評価

第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入) 特になし

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
- 平成17年度決算における衆議院の議決 (平成19年10月18日) 1 (2) における救急医療体制の充実強化等の取組
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- なし
- ④会計検査院による指摘
- なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし